

(提案 2)

科学者に関する国際人権問題委員会運営要綱（平成 26 年 10 月 3 日日本学術会議第 203 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(略)				(略)			
<u>(分科会)</u>				<u>(新設)</u>			
<u>第 4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。</u>							
分科会	調査審議事項	構成	設置期限				
<u>国際人権対応 分科会</u>	<u>科学者に関する国際的 な人権状況及び問題を 調査審議し、併せてアカ デミー及び学術団体の 国際人権ネットワーク (The International Human Rights Network of Academies and Scholarly Societies) への対応に関する事項 を審議する。</u>	<u>会員又は 連携会員 若干名</u>	<u>平成 29 年 9 月 30 日</u>				

(設置期限) <u>第 5</u> (略)	(設置期限) <u>第 4</u> (略)
(庶務) <u>第 6</u> (略)	(庶務) <u>第 5</u> (略)
(雑則) <u>第 7</u> (略)	(雑則) <u>第 6</u> (略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

科学者に関する国際人権問題委員会分科会の設置について

分科会等名：国際人権対応分科会

1	所属委員会名	科学者に関する国際人権問題委員会
2	委員の構成	会員又は連携会員若干名
3	設置目的	「科学者に関する国際人権問題委員会」が、その目的である、以下の審議を行うにあたり、科学者に関する国際的な人権状況及び問題を調査審議し、併せてアカデミー及び学術団体の国際人権ネットワーク（The International Human Rights Network of Academies and Scholarly Societies）への対応に関する事項を審議する機能を担う分科会を設置し、同委員会が、その目的とする事項を審議するに必要な情報等を提供するため。 ○科学者に関する国際人権問題委員会」の目的とする審議事項：国際人権ネットワークへの対応について、委員会の役割、仕組み、意思の決定方法等について明確な運営方法を整備し、人権問題について、日本学術会議としてどこまで対応するべきなのかを慎重に検討することを含み、科学者に関する国際的な人権状況及び問題に関する事項を審議する。
4	審議事項	科学者に関する国際的な人権状況及び問題に関すること
5	設置期間	時限設置 平成 26 年 10 月 23 日～平成 29 年 9 月 30 日
		常設
6	備考	※新規設置

(提案3)

東日本大震災復興支援委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前
(略)				(略)
(分科会)				
第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。				
分科会	調査審議事項	構成	設置期限	
エネルギー供給問題検討分科会	個々の再生可能エネルギーの審議に関すること	会長、会長の指名する副会長及び会員又は連携会員20名以内	平成29年9月30日	
汚染水問題対応検討分科会	東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応に関すること	会長、会長が指名する副会長及び会員又は連携会員20名以内	平成29年9月30日	

<u>原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会</u>	<u>低線量放射線被ばくの健康影響に関する評価、放射線影響並びに事故の影響の長期把握のための健康調査のあり方、原発事故後の健康管理並びに医療体制のあり方等に関すること</u>	<u>会長、会長の指名する副会長及び会員又は連携会員 20 名以内</u>	<u>平成 29 年 9 月 30 日</u>	
(設置期限) <u>第 5</u> (略)				(設置期限) <u>第 4</u> (略)
(庶務) <u>第 6</u> (略)				(庶務) <u>第 5</u> (略)
(雑則) <u>第 7</u> (略)				(雑則) <u>第 6</u> (略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

東日本大震災復興支援委員会分科会の設置について

分科会等名：エネルギー供給問題検討分科会

1	所属委員会名	東日本大震災復興支援委員会
2	委員の構成	会長、会長の指名する副会長及び20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	エネルギー政策に関して日本学術会議は、第21期、「エネルギー政策の選択肢分科会」を設置し、提言「日本の未来のエネルギー政策の選択に向けて一電力供給源に係る6つのシナリオ」及び報告「エネルギー政策の選択肢に係る調査報告書」を発出した。 一方政府は、エネルギー政策の基本方針として、今年4月にエネルギー基本計画を閣議決定し、再生可能エネルギーについては、平成25年から3年程度、導入を最大限加速し、その後も積極的に推進していく、としている。 しかし、再生可能エネルギーは、研究途上・実用化途上のものが多く、個々の再生可能エネルギーに関して推進サイドの評価はあるものの、理工学的な側面のみならず実用化に際しての経済性、環境負荷性、再生エネルギー開発がもたらす外部経済等も含む包括的な検討が十分に行われていない状況にある。 前期の「エネルギー供給問題検討分科会」は、再生可能エネルギーに関する我が国の潜在的な存在量の確認、導入拡大を阻害する問題点・課題の抽出、EU諸国等大幅拡大を実現した先進国の事例等に関する最新情勢の収集と分析、および拡大対策についての多面的な検討を行い、その結果をまとめて、報告「再生可能エネルギーの利用拡大に向けて」を前期末に発出したところである。 本分科会は、前期に引き続き、エネルギー政策のうち電力供給力に焦点を置き、再生可能エネルギーに関する学術としての総合的な検討を行うとともに、再生可能エネルギーを核にした地域社会のあり方についても考察し、それらに関する技術的な課題克服に向けた審議を行い、今後のエネルギー政策に資することを目的とする。
4	審議事項	○個々の再生可能エネルギーの審議に関すること
5	設置期間	時限設置 平成26年10月23日～平成29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

東日本大震災復興支援委員会分科会の設置について

分科会等名：汚染水問題対応検討分科会

1	所属委員会名	東日本大震災復興支援委員会
2	委員の構成	会長、会長の指名する副会長及び20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	東京電力福島第一原子力発電所の事故（福島原子力事故）に起因する環境汚染は極力防がなければならない。特に汚染水問題には、喫緊の課題が多くあることが明らかになっている。地下水の制御やタンク等への適切な貯蔵、防水壁の設置など、必要な対策を速やかに実行することが求められている。国際原子力機関（IAEA）からも本問題について「緊急の課題」と表明される事態となっている。 福島原子力事故への対応について日本学術会議は、総合工学委員会に原子力事故対応分科会を設置し専門家による検討を行ってきたが、汚染水問題の現状は原子力の専門家だけで対処できる状況ではないとの認識の下、土木工学・建築学をはじめ、関連分野の専門家の総力を集めた検討を行ってきた。 第23期においても、前期に引き続き、関連する学協会の協力を得て、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題について総合的な検討を行うとともに、中長期的な対策のあり方についても考察し、それらに関する技術的な課題克服に向けた助言等を行い、今後の汚染水問題対策に資することを目的として、本分科会を設置する。
4	審議事項	○東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応に関する こと
5	設置期間	時限設置 平成26年10月23日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	※新規設置

東日本大震災復興支援委員会分科会の設置について

分科会等名：原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会

1	所属委員会名	東日本大震災復興支援委員会
2	委員の構成	会長、会長の指名する副会長及び20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、東日本大震災に関して「東日本大震災復興支援委員会」を設置し、提言「学術からの提言—今、復興の力強い歩みを—」（平成24年4月9日）を発出し、その後も計7つの分科会において様々な観点から活発な審議を重ねてきたところである。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響に関しては、第一部～第三部までの多くの分野別委員会並びにその分科会においても、それぞれの専門の立場から真剣な検討が行われ、既に多数の提言等も出されている。 しかし、原子力発電所事故とそれにより放出された放射能による心身の健康への影響と、それを長期間、できるだけ正確に把握するための健康調査のあり方、そして国民が必要とする健康管理と医療の提供体制について、科学的な議論はまだ十分ではない。これらを調査・審議するために、前期において分科会を設置してこれらの調査審議を進めたが、期間が短かったこともあり、論点の抽出にとどまっている。このため、第23期においても本分科会を設置して、引き続き調査審議を進める。
4	審議事項	○低線量放射線被ばくの健康影響に関する評価 ○放射線影響並びに事故の影響の長期把握のための健康調査のあり方 ○原発事故後の健康管理並びに医療体制のあり方
5	設置期間	時限設置 平成26年10月23日～平成29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

原子力利用の将来像についての検討委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(略)				(略)			
(分科会)				(新規)			
第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。							
分科会	調査審議事項	構成	設置期限				
原子力発電の将来検討分科会	原子力発電所の安全管理の評価、原子力発電所の安全基準とその実現可能性、原子力発電所の社会的費用便益等の原子力発電の安全性を踏まえた将来の在り方に関すること	会員又は連携会員若干名	平成29年9月30日				
(設置期限)				(設置期限)			
第5 (略)				第4 (略)			
(庶務)				(庶務)			
第6 (略)				第5 (略)			
(雑則)				(雑則)			
第7 (略)				第6 (略)			

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

原子力利用の将来像についての検討委員会分科会の設置について

分科会名：原子力発電の将来検討分科会

1	所属委員会名	原子力利用の将来像についての検討委員会
2	委員の構成	会員又は連携会員若干名
3	設置目的	日本学術会議としての歴史を踏まえた、原子力発電、そして原子力の平和利用に対する現在の考え方を総括するとともに、これらの課題に対する学術的観点からの検討結果を国民ならびに世界に対して示すために平成24年9月に設置した「原子力利用の将来像についての検討委員会」は、その審議範囲が原子力発電の安全性、放射線の利用に係る課題、原子力学に関する人材育成、原子力学の研究の方向性等、極めて広範であり、平成24年12月19日に開催された同委員会(第一回)において、調査検討すべきテーマ毎に分科会を設け、集中的に審議を進めることとなった。 本分科会は、このうち、原子力発電所の安全管理の評価、原子力発電所の安全基準とその実現可能性、原子力発電所の社会的費用便益等の原子力発電の安全性を踏まえた将来の在り方に関することを調査審議するために設置されたものであるが、第23期においても前期に引き続き調査審議を行うため設置するものである。
4	審議事項	原子力発電の安全性を踏まえた将来の在り方の検討 ○ 事故は起こりうるという前提に立った原子力発電所の安全管理（体制並びに基準）の評価 ○ 新設あるいは定期点検原発再稼動に関わる安全基準とその実現可能性 ○ 重大事故なしという「神話」に立たない原子力発電所の社会的費用便 ○ 他国における原子力安全対策及び原子力発電に関わる政府の方針
5	設置期間	時限設置 平成26年10月23日～平成29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

(提案6)

大学教育の分野別質保証委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(略)				(略)			
(分科会)							
<u>第4 委員会に、次の表のとおり分科会をおく。</u>				<u>(新規)</u>			
<u>分科会</u>	<u>調査事項</u>	<u>構成</u>	<u>設置期限</u>				
<u>企画連絡分科会</u>	<u>大学教育の分野別質保証に関する企画並びに各分野の参照基準作成の連絡調整に関すること</u>	<u>会長、会長の指名する副会長、各部の役員1名及び会員又は連携会員若干名</u>	<u>平成29年9月30日</u>				
(設置期限)				(設置期限)			
<u>第5</u>				<u>第4</u>			
(略)				(略)			
(庶務)				(庶務)			
<u>第6</u>				<u>第5</u>			
(略)				(略)			
(雑則)				(雑則)			
<u>第7</u>				<u>第6</u>			
(略)				(略)			

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

大学教育の分野別質保証委員会分科会の設置について

分科会等名： 企画連絡分科会

1	所属委員会名	大学教育の分野別質保証委員会				
2	委員の構成	会長、会長の指名する副会長、各部の役員1名及び会員又は連携会員若干名				
3	設置目的	日本学術会議は、大学教育の分野別質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議することを目的として、幹事会附置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置したところである。 今般、大学教育の分野別質保証に関する企画並びに各分野の参照基準作成の連絡調整を、専門的な知見に基づき、かつ機動的に行うために、「大学教育の分野別質保証委員会」に「企画連絡分科会」の設置を求めるものである。				
4	審議事項	大学教育の分野別質保証に関する企画並びに各分野の参照基準作成の連絡調整に関することを審議する。				
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成26年10月23日～平成29年9月30日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成26年10月23日～平成29年9月30日	常設	
時限設置	平成26年10月23日～平成29年9月30日					
常設						
6	備考	※新規設置				

(提案 7)

フューチャー・アースの推進に関する委員会運営要綱平成 26 年 10 月 3 日日本学術会議第 203 回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(略) (設置期限) 第 4 委員会は、<u>35 名以内</u>の会員又は連携会員をもって組織する。 (略)	(略) (設置期限) 第 4 委員会は、25 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。 (略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名： フューチャー・アースの推進に関する委員会

1	委員の構成	35名以内の会員又は連携会員をもって組織する。
2	設置目的	フューチャー・アース（Future Earth：以下、「FE」という。）は、今までの国際的な環境関連研究計画の反省に基づき、研究計画の企画・立案から推進、社会への適応・展開、評価に至るまで、教育・研究機関、国・自治体、産業界、市民社会、研究助成機関といったステーク・ホルダーが協働して実施する持続可能な地球環境に寄与する実践的な研究イニシアティブである。 我が国の学术界が FE の理念に沿った研究等を進めるためには、ステーク・ホルダーとの協働が必須であるが、その協働に向けて日本がリードできる研究等を企画することが重要である。 さらに、平成 26 年 7 月、FE の恒久国際事務局を担う組織として、日本（日本学術会議を代表とするコンソーシアム）も加わった 5 ヶ国による分散型連携事務局連合が選ばれ、アジア地域事務局も日本（京都・総合地球環境学研究所）が選ばれた。 これらを踏まえ、FE は人文・社会科学、生命科学、理学・工学・農学等の有機的な連携が重要であることに鑑み、幹事会の下に第 23 期も引き続き本委員会を設置し、FE への具体的な取り組み等を検討することとする。
	審議事項	○FE の推進に関連する諸課題の整理・審議 ○関連する研究者、プロジェクト、研究機関・組織との連携 ○FE の国際事務局や国際科学委員会等との連携 ○国内のステークス・ホルダーを含めた日本学術会議外の体制・組織との連携の進め方
4	設置期間	時限設置 平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日 常 設
5	備考	※委員の構成の変更 （議論を充実させるために、より多くの専門家の参加が不可欠であるため）

(提案 10)

科学者委員会運営要綱（平成 17 年 10 月 4 日本学術会議第 1 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(略)				(略)			
(分科会)				(分科会)			
第 2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。				第 2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。			
分科会	調査審議事項	構成	備考	分科会	調査審議事項	構成	備考
広報・科学力増進分科会	広報刊行物等の編集又は編集協力、国民の科学力増進に関すること	会長の指名する副会長及び 15 名以内の会員又は連携会員		広報分科会	広報刊行物等の編集又は編集協力に関すること	各部の 2 名以内の会員及び委員会の委員 3 名	
広報・科学力増進分科会科学技術リテラシー小委員会	科学技術リテラシー像の策定等に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担			(新規設置)		

[illegible]

この決定は、決定の日から施行する。

(提案 1 1)

科学と社会委員会運営要綱（平成 1 7 年 1 0 月 4 日本学術会議第 1 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(略)				(略)			
(分科会)				(分科会)			
第 2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。				第 2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。			
分科会	調査審議事項	構成	備考	分科会	調査審議事項	構成	備考
広報・科学力 増進分科会	科学者委員会に記載	科学者委 員会に記 載		科学力増進分 科会	国民の科学力増進に関 すること	各部の 2 名以内の 会員及び 委員会の 委員 3 名 並びに連 携会員若 干名	
広報・科学 力増進分科 会科学技術 リテラシー	科学者委員会に記載	科学者委 員会に記 載		科学力増進 分科会科学 技術リテラ シー小委員	科学技術リテラシー像 の策定等に関すること	副会長 （日本学 術会議会 則第 5 条	

	<u>小委員会</u>						<u>会</u>		<u>第2号担当) 及び 会員、連 携会員又 は会員若 しくは連 携会員以 外の者 50名</u>	

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

(提案 1 2)

国際委員会運営要綱（平成 1 7 年 1 0 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(略)				(略)			
別表 1				別表 1			
分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考	分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
日本・カナダ 女性研究者 交流分科会	(略)	(略)	(略)	日本・カナダ 女性研究者 交流分科会	(略)	(略)	(略)
<u>防災・減災に 関する国際 研究のため の東京会議 分科会</u>	<u>防災・減災に関 する国際研究の ための東京会議 を開催するた めに必要な企画立 案及び実施準備 に関すること</u>	<u>会員又は 連携会員 25 名以内</u>	<u>設置期 間：平成 26 年 10 月 23 日～平 成 27 年 3 月 31 日</u>	<u>(新規設置)</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

国際委員会分科会の設置について

分科会等名：防災・減災に関する国際研究のための東京会議分科会

1	所属委員会名	国際委員会	
2	委員の構成	会員又は連携会員 25 名以内	
3	設置目的	2015 年(平成 27 年)に開催される国連世界防災会議(於：宮城県仙台市)に向けて、科学技術の防災への貢献を高めるべく、科学者を中心とした国際会議を東京で開催するための企画及び実施を目的とする。	
4	審議事項	防災・減災に関する国際研究のための東京会議を開催するために必要な企画立案及び実施準備に関すること	
5	設置期間	時限設置	平成 26 年 10 月 23 日～平成 27 年 3 月 31 日
		常設	
6	備考	※新規設置	

参 考

防災・減災に関する国際研究のための東京会議（案）

- ・ 英 語 名 称 : Tokyo Conference on International Study for Disaster Risk Reduction and Resilience
- ・ 日 時 : 2015 年（平成 27 年）1 月 14～16 日
- ・ 場 所 : 東京大学伊藤謝恩ホール
- ・ 共催（予定） : 東京大学、国際連合国際防災戦略事務局（UNISDR）、災害リスク統合研究(IRDR)

分野別委員会運営要綱(平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
心理学・教育学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	心理学・教育学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	心理学・教育学委員会 脳と意識分科会	1. 文理融合アプローチで、意識や心の脳内表現を心理学、社会脳科学、医学や情報学などの先端融合領域から検討し、現代社会がかかえる諸問題を検討 2. 同時に検討結果を社会に生かす拠点として融合的社会脳研究センターの役割について審議を行い提言に係る審議にすること	20名以内の 会員又は連 携会員			心理学・教育学委員会 脳と意識分科会	高度情報化社会がかかえる問題の検討に関する こと	20名以内の 会員又は連 携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	心理学・教育学委員会 公正原理を重視する公 教育システムの再構築 分科会	教育を受ける一人ひとり のニーズに応じた教育を 保障する「公正原理」を 重視した公教育システム のあり方に係る審議に 関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	時限設置: 平成26年10 月23日～平 成29年9月 30日	(新規設置)				
社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	社会学委員会社会統計 調査アーカイブ分科会	1. 社会統計調査アーカ イヴを積極活用できるシ ステムの開発の検討 2. 学術機関等で公開さ れている統計調査アーカ イヴをデータベース化す るための方策の検討 3. 諸外国の社会統計調 査アーカイブ関連機関と の連携強化 4. 日本国内データベー スに基づく海外発信力の 強化 に係る審議にすること	20名以内の 会員又は連 携会員			社会学委員会社会統計 アーカイブ分科会	1. 社会統計アーカイヴを 積極活用できるシステム の開発の検討 2. 諸学術機関で公開さ れているデータベースの 形式を統一する方法の検 討 3. 諸外国との社会統計 アーカイブ連合の実現可 能性についての検討 4. アジアにおける社会 統計アーカイヴのイニ シャチヴを担うための諸 条件の検討 に係る審議にすること	20名以内の 会員又は連 携会員	

	(略)	(略)	(略)	(略)
	社会学委員会情報と社会変容分科会	1. 情報技術の展開による社会システムおよび社会関係資本の変容に関する検討 2. 本テーマに関する研究および社会政策発展のための教育体制の検討 3. 本テーマに関する啓発および社会的提言に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	
	社会学委員会東日本大震災の被害・影響構造と日本社会の再生の道を探る分科会	1. 大震災の被害・影響の社会的構造と特質について 2. 防災対策の見直しと防災対策の刷新の道について 3. 震災被害からの復興と生活再建・地域再生について 4. 震災の経験を踏まえた日本社会と社会学の課題についてに係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	時限設置：平成26年10月23日～平成29年9月30日
史学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(廃止)			
	(廃止)			
	史学委員会IUHPST分科会	国際科学史・科学基礎論連合(IUHPST)への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	史学委員会・地域研究委員会・法学委員会・政治学委員会合同ジェンダーと政治分科会	政治学委員会に記載	政治学委員会に記載	

	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			
史学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	史学委員会IUOAS分科会	国際オリент・アジア研究連合(IUOAS)への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	史学委員会IUOAS分科会ICANAS小委員会	国際アジア・北アフリカ研究会議(ICANAS)への対応に関すること	25名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
	史学委員会IUHPS分科会	国際科学史・科学基礎論連合(IUHPS)への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			

地域研究委員会	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間側面 (IHDP) 分科会	1. 地球環境変化の人間の側面 (IHDP) に関する国際的および国内的な研究・教育の振興、普及および社会貢献に関する事項 2. Future Earthに対応した、人文社会科学からの国際的および国内的な地球環境研究・教育の振興、普及および社会貢献に関する事項に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間側面 (IHDP) 分科会UGEC (Urbanization and Global Environmental Change) 小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間側面 (IHDP) 分科会ESG小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間側面 (IHDP) 分科会KLSC小委員会	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地域研究委員会国際地域開発研究分科会	国際地域開発研究の目的と、その方法論・理論・手法の構築と発展方策及び国際連携のあり方の審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成26年10月23日～平成29年9月30日
	(略)	(略)	(略)	(略)

地域研究委員会	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IHDP分科会	地球環境変化の人間側面の研究計画 (IHDP) への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IHDP分科会UGEC (Urbanization and Global Environmental Change) 小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IHDP分科会ESG小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IHDP分科会KLSC小委員会	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地域研究委員会国際地域開発研究分科会	国際地域開発研究の目的と、その方法論・理論・手法の構築と発展方策及び国際連携のあり方の審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)

	地域研究委員会人文・経済地理分科会	現代日本における大都市圏、地方圏、少子高齢化、産業・経済、生活・文化などに関する様々な諸課題を洗い出し、その解決策に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	史学委員会・地域研究委員会・法学委員会・政治学委員会合同ジェンダーと政治分科会	政治学委員会に記載	政治学委員会に記載	
	(略)	(略)	(略)	(略)
法学委員会	法学委員会人口減少社会と法分科会	都市政策・地域政策(都市計画法、地方自治法等)、社会保障政策(介護、年金等)、雇用政策(非正規雇用問題、外国人労働者問題等)に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
	法学委員会「IT社会と法」分科会	1. IT社会の形成実態とそれに対する市民意識の乖離や法の役割に関する検討 2. 取引や行政手続の電子化の適切な進展のために法がなすべき対応に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
	法学委員会「学術と法」分科会	1. 人文・社会科学を含む学術の振興 2. 学術の成果・知見の政策への反映のあり方 3. 研究の質の評価基準・手続 4. 大学その他の研究組織のガバナンスに関する外国法制の調査および今後の日本の法制のあり方に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)

	地域研究委員会人文・経済地理と地域教育分科会	都市再生、少子高齢化、移民・人口流動、貧困、ジェンダー、歴史・文化の地域多様性などの地域的課題の審議及び学校教育における地域教育の課題と地域を理解する次世代の育成の審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
法学委員会	(新規設置)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			

法学委員会社会と教育 におけるLGBTIの権利保 障分科会	1. 「性同一性障害者特 例法」の改正課題 2. 教育現場における LGBTIの生徒・学生に対 する対応についての現状 調査・国際比較・対応指 針案の検討・作成 3. LGBTIに対する社会 的差別の解消と権利保 障に向けての法的課題 の検討 に係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	時限設置： 平成26年10 月23日～平 成29年9月 30日
法学委員会持続可能社 会とケアワークの再定位 分科会	1. 諸外国及び日本にお けるケアワークの位置づ けに関する調査・検討 ・労働概念（とくにケア ワークの位置づけ） ・育児介護休業法制及び 短時間労働保障のあり 方 ・短時間労働のあり方と 同一価値労働・同一賃金 の原則との関係など 2. ケアワークをめぐる法 政策上の課題の審議 に係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	
法学委員会「市民性」涵 養のための法学教育シ ステム構築分科会	「市民性教育」として法学 教育システムを構築する ための課題・条件等の審 議、国際比較調査等に係 る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	
法学委員会「政治的表 現と開かれた社会の基 礎的法制度」分科会	ヘイトスピーチをめぐる法 制度のあり方に係る審議 に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	設置期間： 平成26年10 月23日～平 成29年9月 30日
法学委員会「大規模災 害と法」分科会	1. 民事実体法、刑事実 体法、民事手続法、刑事 手続法、行政法、保険 法、労働法など 2. 追加的な問題 に係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	
法学委員会「セーフティ ・ネットのあり方を考える」 分科会	1. 不平等・格差社会の 諸相 2. 「生活の質」を支える 基盤 3. セーフティ・ネット構築 の方策等 に係る審議に関すること	10名以内の 会員又は連 携会員	

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

	法学委員会関係性における暴力分科会	1. 関係性における暴力の実態を明らかにすること。合わせて、「暴力」の関係における意味を明らかにすること 2. 関係性における暴力を強化している法制度について、総合的に検討 3. 関係性における暴力の影響を最小化するための法制度の再構築の提案に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
	法学委員会「新たな」規範的秩序の生成」分科会	1. “規範的秩序”の構想 2. “規範的秩序”の歴史 3. “規範的秩序”の動態 4. “規範的秩序”の多元性に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	史学委員会・地域研究委員会・法学委員会・政治学委員会合同ジェンダーと政治分科会	政治学委員会に記載	政治学委員会に記載	
政治学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	史学委員会・地域研究委員会・法学委員会・政治学委員会合同ジェンダーと政治分科会	1. 政治とジェンダー:問題の検討と整理 2. 世界におけるジェンダー:問題の検討と整理 3. ジェンダーとエンバ ワースメント 4. 分野間の連携と交流の発展 に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	
経済学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	経済学委員会持続的発展のための制度設計分科会	持続的発展の制度設計を目指して、その方法論・理論・手法の構築と現実への適用、および国内並びに国際連携のあり方等に関して審議する		
経営学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
政治学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
経済学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
経営学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

	経営学委員会ダイバーシティと仕事のあり方に 関する検討分科会	1. 多様な属性の人材が 活躍できる仕事環境 2. 仕事の時間および場 所の多様性について 3. 仕事の意味づけの多 様性および生活との調和 (ワーク・ライフ・ balan ス) に係る審議に関すること	10名以内の 会員又は連 携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
環境学委員会	地域研究委員会・環境 学委員会・地球惑星科 学委員会合同地球環境 変化の人間の側面 (IHDP) 分科会	地域研究委員会に記載	地域研究委 員会に記載	
	地域研究委員会・環 境学委員会・地球惑 星科学委員会合同地 球環境変化の人間の 側面 (IHDP) 分科会U GEC(Urbanization and Global Environmental Change)小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環 境学委員会・地球惑 星科学委員会合同地 球環境変化の人間の 側面 (IHDP) 分科会 ESG小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環 境学委員会・地球惑 星科学委員会合同地 球環境変化の人間の 側面 (IHDP) 分科会 KLSC小委員会	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	環境学委員会・土木工 学・建築学委員会合同 低炭素・健康社会の実 現への道筋と生活様式・ 消費者行動分科会	土木工学・建築学委員会 に記載	土木工学・建 築学委員会 に記載	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
環境学委員会	地域研究委員会・環境学 委員会・地球惑星科学委 員会合同IHDP分科会	地域研究委員会に記載	地域研究委 員会に記載	
	地域研究委員会・環 境学委員会・地球惑星科 学委員会合同IHDP分 科会UGEC (Urbanization and Global Environmental Change)小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環 境学委員会・地球惑星科 学委員会合同IHDP分 科会ESG小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環 境学委員会・地球惑星科 学委員会合同IHDP分 科会KLSC小委員会	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	新規設置			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

地球惑星科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会 IUGS分科会	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会 IUGS分科会CGI小委員会	国際地質科学情報委員会 (CGI) への対応に関すること	15名以内の 会員、連携会 員又は会員 若しくは連携 会員以外の 者	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会 IUGG分科会	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会 IUGG分科会IASPEI小委員会	国際地震学及び地球内部物理学連合 (International Association of Seismology and Physics of the Earth's Interior; IASPEI) に関すること	17名以内の 会員、連携会 員又は会員 若しくは連携 会員以外の 者	
	地球惑星科学委員会 IUGG分科会IAVCEI 小委員会	国際火山学及び地球内部化学協会 (International Association of Volcanology and Chemistry of the Earth's Interior : IAVCEI) への 対応に関すること	15名以内の 会員、連携会 員又は会員 若しくは連携 会員以外の 者	
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間の側面 (IHDP) 分科会		地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載	

地球惑星科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会 IUGS分科会	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会 IUGS分科会CGI小委員会	国際地質科学情報委員会 (CGI) への対応に関すること	10名以内の 会員、連携会 員又は会員 若しくは連携 会員以外の 者	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会 IUGG分科会	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会 IUGG分科会IASPEI小委員会	国際地震学及び地球内部物理学連合 (International Association of Seismology and Physics of the Earth's Interior; IASPEI) に関すること	12名以内の 会員、連携会 員又は会員 若しくは連携 会員以外の 者	
	地球惑星科学委員会 IUGG分科会IAVCEI小委員会	国際火山学及び地球内部化学協会 (International Association of Volcanology and Chemistry of the Earth's Interior : IAVCEI) への 対応に関すること	10名以内の 会員、連携会 員又は会員 若しくは連携 会員以外の 者	
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IHDP分科会		地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載	

	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間側面 (IHDP) 分科会UGEC(Urbanization and Global Environmental Change)小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間側面 (IHDP) 分科会ESG小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間側面 (IHDP) 分科会KLSC小委員会	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会COSPAR(宇宙空間研究委員会)分科会	宇宙空間研究委員会(COSPAR)への対応に関すること	25名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
土木工学・建築学委員会	土木工学・建築学委員会インフラ健全化システム分科会	1. 既存インフラの老朽化対策について 2. インフラの予防保全・長寿命化について 3. 次世代インフラの構築について に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	

	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IHDP分科会UGEC(Urbanization and Global Environmental Change)小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IHDP分科会ESG小委員会	(略)	(略)	
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IHDP分科会KLSC小委員会	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	地球惑星科学委員会COSPAR(宇宙空間研究委員会)分科会	宇宙空間研究委員会(COSPAR)への対応に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
土木工学・建築学委員会	新規設置			

	環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同低炭素・健康社会の実現への道筋と生活様式・消費者行動分科会	1. 生活様式・消費者行動を左右する要因、エネルギー消費に及ぼす影響度、健康な室内環境条件など研究レビュー 2. 低炭素・健康社会を実現するための生活様式・消費者行動のあり方に関して検討すべき課題の明確化 3. アジア各国を含めた生活様式・消費者行動のシナリオと低炭素・健康社会の関係性の提示に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	
	土木工学・建築学委員会地方創生のための国土・まちづくり分科会	1. 地方創生と人口減少の克服のための国土づくり 2. 観光振興・地域資源を活かしたまちづくり 3. 「地方創生」への多様な視点からの提案に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	土木工学・建築学委員会大地震に対する大都市の防災・減災分科会	1. 中央防災会議の報告書を精査し、過不足を補い、総体としての人的被害・経済的被害を見直すこと 2. 地震発生前に取り組むべき事項、被災時・被災直後に取り組むべき事項、および復旧時・復興時に取り組むべき事項に分類し全体の対策を組立てること 3. 大地震に対する大都市の防災・減災に関して、具体的かつ現実的な提言を纏めことに係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新規設置				
新規設置				
新規設置				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名： 脳と意識分科会

1	所属委員会名	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	意識（心）と脳のかかわりは、デカルト以来人間の社会的存在の根源にかかわり、その科学的解明は21世紀のサイエンスの目標である。「脳と意識」は心理学、認知脳科学、哲学、医学、情報学やロボット工学など学術会議の第1,2,3部を文理両系にまたがって展開する先端的かつ学際融合的なテーマである。 本分科会の目的は、「脳と意識」のかかわりを「社会脳 social brain」という融合領域にまで深め、現代社会がかかえる諸問題を検討することである。とくに、社会脳を支えるワーキングメモリやその実行系などの脳メカニズムのはたらきと高齢化社会、教育と創造性、自他の協調、社会規範の形成、認知の発達と障害や社会不適応などとのかかわりについて検討し提言をおこなう。
4	審議事項	文理融合アプローチで、社会脳と意識の先端研究の理解を通して現代社会がかかえる問題を検討し、同時にそれを社会に生かす拠点として融合的社会脳研究センターの役割について審議をおこない提言をまとめる。
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※調査審議事項の変更 （高度情報化社会がかかえる問題にかかる検討については、第22期までに終えたため、今後は、文理融合アプローチで、社会脳と意識の先端研究の理解を通して現代社会がかかえる問題等について検討を行いたいため。）

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会名：公正原理を重視する公教育システムの再構築分科会

1	所属委員会名	心理学・教育学委員会				
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員				
3	設置目的	現代社会は、グローバル化と個人化という2つの用語で大まかに特徴づけることができる。グローバル化によって、人・モノ・カネ・情報は国境の壁を超えて縦横無尽に行き交っている。各国内で生じる問題は、もはや純粋な国内問題ではありえない。他方で、個人化の趨勢は共同体的な紐帯を弱体化させた。私たちは、災害・失業・高齢化・育児不安といったリスクに対して、一個人として直面しなければならない状況となっている。 そこで改めて問われるのが、現代における公教育の意味である。国民教育の装置として成立・発展してきた日本の教育システムは、画一主義的・管理主義的な性質を色濃く有しており、各方面でその機能不全が取り沙汰されている。その合理化・効率化のために今日主として採用されているのが、競争原理や成果主義を中心とする改革の手法である。そうした状況のもとで、もっぱら顧みられるのは教育の「卓越性」(excellence)であり、教育の「公正」(equity)の原則は等閑視されがちである。 本分科会では、そうした問題状況を背景に、教育を受ける一人ひとりのニーズに応じた教育を保障する「公正原理」を重視した公教育システムのあり方を再検討してみたい。具体的には、「格差」や「貧困」や「社会的排除」といった現代的な諸課題に対して、有効な手立てとなりうる教育の制度・内容・方法の抜本的な検討を行い、具体的な提案に結びつけたい。				
4	審議事項	教育を受ける一人ひとりのニーズに応じた教育を保障する「公正原理」を重視した公教育システムのあり方に係る審議に関すること				
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成26年10月23日～29年9月30日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成26年10月23日～29年9月30日	常設	
時限設置	平成26年10月23日～29年9月30日					
常設						
6	備考	※新規設置				

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名： 社会統計調査アーカイブ分科会

1	所属委員会名	社会学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会は、これまで学術機関および官公庁で収集されてきた社会学的な統計調査アーカイブのネットワークを構築すると同時に、より高度な活用を可能にするために、アーカイブのデータベース化を進める方途について検討を加える。また、海外への発信力の強化や海外関連機関との連携を深めるとともに、アジアにおける社会統計調査アーカイブの先導的役割をになう体制づくりを検討する。さらに、社会科学の他分野や一部自然科学諸領域との連携について検討し、社会科学統合インフラストラクチャとしてのデータベース網の構築をめざしたい。
4	審議事項	1. 社会統計調査アーカイブを積極活用できるシステムの開発の検討 2. 学術機関等で公開されている統計調査アーカイブをデータベース化するための方策の検討 3. 諸外国の社会統計調査アーカイブ関連機関との連携強化 4. 日本国内データベースに基づく海外発信力の強化に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※名称変更及び審議事項の変更 (社会学におけるアーカイブ構築が統計データから社会調査データにまで拡大していることを踏まえ、本分科会の名称を「社会統計アーカイブ分科会」から「社会統計調査アーカイブ分科会」に変更する。これにともない審議事項についても、社会統計調査データを取り扱うなど、必要な変更を行う。)

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：情報と社会変容分科会

1	所属委員会名	社会学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	20世紀後半以降、情報技術の発展は、大きく社会を変容させつつある。この問題について、さまざまな面から検討、議論しておくことは、現代の喫緊の社会学的課題といえよう。検討すべき課題としては、以下のような項目が挙げられる。 1) 情報技術の展開と社会構造変化 2) リスク社会論と情報問題 3) ICT と社会動員 4) ビッグデータの活用とプライバシー問題 5) SNS と社会関係資本の変容。
4	審議事項	1) 情報技術の展開による社会システムおよび社会関係資本の変容に関する検討 2) 本テーマに関する研究および社会政策発展のための教育体制の検討 3) 本テーマに関する啓発および社会的提言
5	設置期間	時限設置
		常設
6	備考	※新規設置

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：東日本大震災の被害・影響構造と日本社会の再生の道を探る分科会

1	所属委員会名	社会学委員会				
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員				
3	設置目的	東日本大震災は、被害者に対する補償および被災地の復興に関して諸課題をつきつけるとともに、近代日本社会のありようをさまざまな形で示すものとなっている。震災からの再建の過程には社会諸科学の叡智を結集して立ち向かわねばならないが、この間の取り組みの中で社会学が果たす役割の重要性が改めて確認されてきた。 避難住民の実態把握、生活世界に根を下した防災対策、災害に関するローカル・ノレッジの継承、災害緊急対応システム、津波被災地の復興過程、原子力災害の社会的要因および住民の被害構造、制度全般への影響過程、代替エネルギーの社会的適用過程などは、社会学がそのディシプリンとしての特性を生かして取り組む課題としてある。グローバル化と情報化のもとでリスク管理を、社会的合意・同意を踏まえていかにおこなうか。現代社会学の喫緊の理論的課題としても、大震災を再審することが強くもとめられている。 21-22期においては、「東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会」が設置され提言を公表してきた。本分科会は、その後の進展も含めたより長期的な視点から、震災後における社会学の課題を検討しつつ、日本社会の再生の道をさぐることをめざす。				
4	審議事項	1. 大震災の被害・影響の社会的構造と特質について 2. 防災対策の見直しと防災対策の刷新の道について 3. 震災被害からの復興と生活再建・地域再生について 4. 震災の経験を踏まえた日本社会と社会学の課題についてに係る審議に関すること				
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成26年10月23日～平成29年9月30日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成26年10月23日～平成29年9月30日	常設	
時限設置	平成26年10月23日～平成29年9月30日					
常設						
6	備考	※新規設置				

史学委員会分科会の廃止について

分科会名：IUOAS分科会

1	所属委員会名	史学委員会
2	委員の構成	5名以内の会員及び10名以内の連携会員
3	設置目的	国際オリエント・アジア研究連合（IUOAS）への対応に関わる諸問題を討議し、国内の関係する諸分野の学協会の活動の調整に当たること。
4	審議事項	国際オリエント・アジア研究連合（IUOAS）への対応に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	※廃止 (2007年以降国際会議が開催されておらず、活動が休止しているため)

史学委員会 IUOAS 分科会小委員会の廃止について

分科会等名： ICANAS 小委員会

1	所属委員会名	史学委員会 IUOAS 分科会
2	委員の構成	25名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	ICANAS (International Conference of Asian and North African Studies) は 100 年以上の伝統をもつ、アジア研究の大きな国際会議で、その本部機能をになうのが IUOAS (International Union of Oriental and Asian Studies) である。日本学術会議はこの IUOAS に団体加盟しており、第 19 期までは東洋学研究連絡委員会がその窓口となってきた。今回の改組により、史学委員会のもとに、IUOAS 分科会が設置されたが、来年に予定されている ICANAS 第 38 回会議（トルコ）への対応やその後における日本での開催等をひかえて、会員、連携会員だけではなく、より広範な研究者の協力を要する。 そのため、IUOAS 分科会のもとに、ICANAS 小委員会を設置したい。
4	審議事項	(1) 第 38 回 ICANAS トルコ会議への対応 (2) 日本開催へ向けての準備
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※廃止 (2007 年以降会議が開催されておらず、活動が休止しているため)

史学委員会分科会の設置について

分科会名：IUHPST分科会

1	所属委員会名	史学委員会
2	委員の構成	5名以内の会員及び10名以内の連携会員
3	設置目的	国際科学史・科学基礎連合 IUHPST/DHST 及び IUHPST/DLMPS に加盟し、日本の当該関連学協会と連携し、前述の国際組織の大会に代表を派遣し、その運営に協力すると共に、日本の当該関連学協会と連携して日本の科学史・技術史及び科学基礎論の研究成果を国際的に普及し、また前述の国際組織に加盟する海外の研究者と交流を深め、国際的レベルにおいて科学史・技術史及び科学基礎論の学術的発展に努めること、および国内での当該分野における研究と教育の振興とを目的とする。
4	審議事項	<u>国際科学史・科学基礎論連合（IUHPST）への対応に関すること</u>
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※名称及び調査審議事項の変更 (国際会議が名称変更したため) 旧名称：IUHPS(International Union of History and Philosophy of Science) 新名称：IUHPST (International Union of History and Philosophy of Science and Technology)

地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：地球環境変化の人的側面 (IHDP) 分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○地域研究委員会 環境学委員会 地球惑星科学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	IHDP (International Human Dimensions Programme on Global Environmental Change, 地球環境変化の人的側面研究計画) は ICSU(国際科学会議)と ISSC(国際社会科学評議会)の傘下の国際研究計画であり、地球環境変化の人間社会側面に関する多様な課題に継続的に対処するために設立された。 <u>前期までの IHDP 分科会は、日本を代表してその国内委員会の役割を担い、国内の関連学会・研究者が IHDP の活動を通して世界の持続性科学の振興と人類社会への貢献に寄与するのを支援した。しかし地球環境研究の国際的枠組が Future Earth の下に再編成されることになり、IHDP も現在 Future Earth にマージする途上にある。この過渡的状況の中で、IHDP 傘下のコアプロジェクトの多くはミッションを再定義しつつ、研究を継続する道を探っている。Future Earth ではこれまで以上に人文社会科学分野からの研究が強化される見通しであり、IHDP 的な研究は益々重要性を増すことが予想される。そこで、「地球環境変化の人的側面 (IHDP) 分科会」の名称の下でより広範な人文社会学者と連携しつつ、Future Earth に対応した地球環境研究・教育の推進と社会貢献の諸課題に取り組む。</u>
4	審議事項	1. <u>地球環境変化の人的側面(IHDP)に関する国際的および国内的な研究・教育の振興、普及および社会貢献に関する事項</u> 2. <u>Future Earth に対応した、人文社会科学からの国際的および国内的な地球環境研究・教育の振興、普及および社会貢献に関する事項</u>
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※名称、委員の構成及び調査審議事項の変更 (IHDP がフューチャー・アースに吸収されつつあることを反映して変更)

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名： 国際地域開発研究分科会

1	所属委員会名	地域研究委員会				
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員				
3	設置目的	<u>本分科会は、各国の経済・社会・政治を総合的に分析する地域研究と開発途上国の現象に経済理論を適用する開発研究の両者を融合し、更に発展させることにより、学際的研究領域としての「国際地域開発研究」の発展を図ることを目的としている。そのうえで、依然として貧困にあえぐ途上国の望ましい開発戦略について検討する。さらに、その開発戦略を支援する国際協力のあり方についても考察を加える。</u>				
4	審議事項	国際地域開発研究の目的と、その方法論・理論・手法の構築と発展方策及び国際連携のあり方の審議に関すること				
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成26年10月23日～平成29年9月30日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成26年10月23日～平成29年9月30日	常設	
時限設置	平成26年10月23日～平成29年9月30日					
常設						
6	備考	※設置期間の変更 (第22期では提言のための下準備を行い、第23期においては提言の形にまとめることを考えており、区切りがつくと考えられるため。)				

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名： 人文・経済地理学分科会

1	所属委員会名	地域研究委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	地域研究には、特定の地域の焦点をあて、歴史・政治・経済・文化などの諸分野を深く研究する地誌学的視点と、これらの分野に関する多様なトピックを、地域間比較を通じて研究する系統地理学的視点がある。本分科会は、主に後者の視点から、グローバル化や人口減少が進展している現代日本における人文・経済地理学的な諸課題を、地域間の比較作業を通じ俯瞰的に検討する。
4	審議事項	現代日本における大都市圏、地方圏、少子高齢化、産業・経済、生活・文化などに関する様々な諸課題を洗い出し、その解決策の審議に関すること。
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※名称変更及び審議事項の変更 (第22期に地理教育分科会が設置されたため、「地理教育」という語句を分科会名称から落とす必要があるため)

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：人口減少社会と法分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本の総人口は、2010年前後から減少に転じたと観測されている。少子高齢化はいわれて久しいが、それに加えて、人口減少社会が到来したわけである。日本のこれまでの法と政策は、多かれ少なかれ人口の右肩上がりを前提として組み立てられていた。そのような前提は、もはや維持することができない。新しいパラダイムが求められているが、その方向性と内容はいまだ十分には議論されていない。そもそも人口減少を深刻な問題と捉えるかどうかについても、見解の対立がある。本分科会は、このような状況を踏まえつつ、人口減少社会を見据えて、これからの法と政策のあり方を検討することを課題とする。 問題の対象領域は膨大であり、そのすべてを取り上げることはできない。いくつかの問題領域を具体的素材として問題に接近することになる。法学を中心とするが、問題の性格上、経済学、社会学などを含めた学際的な問題へのアプローチが要請されるであろう。
4	審議事項	(1) 都市政策・地域政策（都市計画法、地方自治法……）、社会保障政策（介護、年金……）、雇用政策（非正規雇用問題、外国人労働者問題……）など。 (2) これ以外にも、参加者の関心に合わせて、適宜に問題を取り上げる。
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：法学委員会「IT 社会と法」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	例えば、インターネットや電子メールの普及は、遠隔地における容易なコミュニケーションを可能にし、経済の急速なグローバル化を推進している。また、政治の領域でも、電子投票や政党によるインターネットの活用が積極的になされている。しかし反面、データベースや監視カメラなどの管理技術が発達し、政府や企業によるプライバシーの侵害等の問題も表面化している。また、個人による匿名情報の流出が社会問題となっている。このような社会のIT化に対する法の対応は、一方では、取引の電子化等の先端的な動向への積極的な問題に対するものがある。また他方では、個人情報保護や電子商取引における消費者問題等、市民の日常生活の保護に対する対応も必要である。 IT社会において、法は、何をなすことができるのか、また何をなさなければならないのかを総合的に検討する必要性に迫られている。そのためには、立法や法解釈の研究の世界にとどまることなく、技術系の学問分野との協働による先端的な制度の研究を行い、また、社会学や政治学の分野との協働による市民意識等の研究を行う必要があろう。IT社会を適切に根付かせるために、法のなすべき役割を総合的に検討して、適宜シンポジウムや提言の形で社会に成果を還元したい。
4	審議事項	(1) IT 社会における諸問題に対する科学及び法の役割の研究。 (2) 取引や行政手続の電子化の適切な進展のために法がなすべき対応の研究。
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「学術と法」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、平成22年8月の勧告において、科学技術基本法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改めるとともに、「人文科学のみに係るものを除く」という規定を削除して、人文・社会科学を含む「科学・技術」全体の長期的・総合的な政策確立の方針を明確にすることを求めた。このような主張を裏づけ実現するためにも、必要なデータと政策提言の準備が急務となっている。 このことにも関連し、学術は、今日、次の重要な課題にも直面している。第1に、たとえば福島第一原発事故をめぐる一連の事態が示すように、学術の知見を国等の政策に反映させるあり方、第2に、外部資金等の比重が高まるなかで、研究の質を適切に評価する基準・手続等のあり方、第3に、研究の推進および社会的説明責任の期待に適切に応える大学その他研究組織のガバナンスのあり方、などである。 これらの課題は、法学委員会を超えた日本学術会議全体の課題でもあるが、しかし、法学は、これらの課題をめぐる法制度（ソフトローを含む）の審議・検討を通じて独自の貢献をなしうると考える。本分科会では、上記の諸課題に関する諸外国における学術法制の動向を調査・整理し、その成果もふまえて、今後の日本の学術法制のあり方を審議・検討することを目的とする。
4	審議事項	次の課題に関する外国法制の調査および今後の日本の法制のあり方の審議。 (1) 人文・社会科学を含む学術の振興 (2) 学術の成果・知見の政策への反映のあり方 (3) 研究の質の評価基準・手続 (4) 大学その他の研究組織のガバナンス
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

1	所属委員会名	法学委員会				
2	委員の構成	15 名以内の会員又は連携会員				
3	設置目的	LGBTI（同性愛・両性愛の性的指向をもつ人びと、性別違和感をもつ人びと、性分化疾患の人びとなど）の権利保障は、国際社会でも重要な課題の 1 つである。しかし、日本では法的対応が遅れており、社会的差別が存在する。本分科会では、現状調査と国際比較調査を通して、LGBTI の権利保障のあり方について審議する。審議結果はシンポジウム及び提言の形で公表することをめざす。さまざまな側面から課題を検討するためにも、法学分野以外からも、医学・心理学・教育学・社会学などの分野から広く会員・連携会員の参加をいただきたい。課題の緊急性に鑑み、審議期間は 3 年間とする。審議の課題はおもに以下の 3 点とするが、審議の進行にあわせて、さらなる課題もあわせて検討する場合がある。 （１）「性同一性障害者特例法」の改正課題：国際比較を踏まえた「性同一性障害者特例法」の性別変更要件の見直し及び法名称の変更など。 （２）教育現場における LGBTI の生徒・学生に対する対応についての現状調査・国際比較・対応指針案の検討・作成：教育現場では、LGBTI の子どもたちに対するいじめや偏見への対応に混乱が見られる。このような事態を改善するためにも実態を把握し、緊急に何らかの統一的指針が示される必要がある。 （３）LGBTI に対する社会的差別の解消と権利保障に向けての法的課題の検討：LGBTI に対する蔑称の根絶、就職・集団所属における差別の撤廃に向けた課題の検討、ダイバーシティ推進の一環として LGBTI の権利保障をはかる企業等の事例検討、同性カップルの生活共同体の権利保障についてなど。				
4	審議事項	(1)「性同一性障害者特例法」の改正課題 (2)教育現場における LGBTI の生徒・学生に対する対応についての現状調査・国際比較・対応指針案の検討・作成 (3)LGBTI に対する社会的差別の解消と権利保障に向けての法的課題の検討				
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成 26 年 10 月 23 日～平成 29 年 9 月 30 日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成 26 年 10 月 23 日～平成 29 年 9 月 30 日	常設	
時限設置	平成 26 年 10 月 23 日～平成 29 年 9 月 30 日					
常設						
	備考	※新規設置				

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：持続可能社会とケアワークの再定位分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	少子高齢社会にあつて、ケアワークを国家・社会・個人がどのように共有するかはきわめて切実な問題となっている。家族や個人に全面的にケアワークを委ねることは社会の持続可能性を大きく損なうことになりかねない。「ケアをする権利」「適正なケアを受ける権利」「ケアを強制されない権利」などの十分な検討が求められる。また、「ケアをする権利」にはケアをするための時間保障が不可欠である。 本分科会では、ケアワークを適正に組み込んだ労働概念の見直し、育児介護休業と短時間労働保障のバランス、労働時間を自由に選択するための条件づくり（同一価値労働同一賃金の原則など）等について、国際的動向と比較しながら、日本の法的・政策的課題を学際的に審議する。審議結果は、公開シンポジウムや報告書等の形で公表する。 多角的な検討を行うために、法学分野以外にも、経済学・社会学・政治学などの分野からの会員・連携会員の参加を求めたい。
4	審議事項	(1) 諸外国及び日本におけるケアワークの位置づけに関する調査・検討 ・労働概念（とくにケアワークの位置づけ） ・育児介護休業法制及び短時間労働保障のあり方 ・短時間労働のあり方と同一価値労働・同一賃金の原則との関係など (2) ケアワークをめぐる法政策上の課題の審議
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「市民性」涵養のための法学教育システム構築分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	グローバルな男女共同参画社会に生きる「能動的な世界市民」を育成するには、「市民性（シティズンシップ）」の涵養が欠かせない。「市民性」の基礎となるべき「新しい教養（市民教養）」には、①ジェンダー平等、②承認と包摂（多文化共生）、③持続可能社会などが含まれる。これらの問題に関する知見をふまえた法的リテラシーの向上は、広義の法学教育に共有されるべき課題と言えよう。 広義の法学教育には、(a) 一般的・基礎的な「法学教育」（中学・高校の公民教育、大学教養教育、市民のための生涯教育）、(b) 法学部・法学研究科・法科大学院における専門教育としての「法学（専門）教育」、(c) 法律専門職に対する「法曹継続教育」の三種がある。これまで学術会議では、法学専門教育や教養教育、高校教育の課題が論じられてきた。「分野別質保証のための参照基準（法学）」でも、法学専門教育と教養法学・市民の法学教育を連動させる必要性が指摘されている。「市民性」涵養教育は、法学専門教育や法曹継続教育においては「高度教養教育」という位置づけになる。本分科会では、これらの議論をふまえて、上記三種の法学教育を統合する概念として、ひとまず「法学教育システム」（広義の法学教育）を想定し、「市民性」涵養という共通課題に即した一貫的・体系的な法学教育システムを構築するための課題について検討・審議したい。 分科会では、実定法学・基礎法学・ジェンダー法学・法実務分野で協力しながら教育の各段階における法学教育内容を見直し、新しい方法論を開発することをめざす。幅広い審議とするためにも、教育学・政治学分野の会員・連携会員にもぜひ参加協力をお願いしたい。審議結果については、公開シンポジウム及び報告書の形で公表することをめざす。
4	審議事項	「市民性教育」として法学教育システムを構築するための課題・条件等の審議、国際比較調査等
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「政治的表現と開かれた社会の基礎的法制度」分科会

1	所属委員会名	法学委員会				
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員				
3	設置目的	近年、日本では、ヘイトスピーチ（憎悪表現）に該当すると考えられる政治的表現・示威活動が活発化しており、その動きは、平成26年（2014年）夏に国際連合の2つの機関が相次いで日本政府に対して適切な対応を求める要望を行うなど、国際的にも注目も集めている。 ヘイトスピーチをめぐっては、所要の法的規制を求める意見がある一方、規制の拡大・乱用への懸念も示されており、適切かつ実効的な法制度の構築に向けて、規制の根拠・範囲・態様等の精細な検討が求められている。また、この検討に際しては、ヘイトスピーチの背後にある現代日本の政治・社会のあり方、さらにその歴史的経緯についての掘り下げた検討も要請される。 本分科会は、法学諸分野の会員・連携会員のほか、政治学・社会学等他分野の会員・連携会員の参加も得て、開かれた社会の基盤となる適切・実効的な法制度のあり方を検討・提言することを目的とする。				
4	審議事項	ヘイトスピーチをめぐる法制度のあり方の審議				
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成26年10月23日～平成29年9月30日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成26年10月23日～平成29年9月30日	常設	
時限設置	平成26年10月23日～平成29年9月30日					
常設						
6	備考	※新規設置				

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「大規模災害と法」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	東日本大震災の記憶も未だ生々しい中、本年9月27日には御嶽山の噴火により、戦後最悪の火山被害が起きた。マグニチュード9クラスの地震の後にはほぼ例外なく火山噴火が頻発するという統計もある。また、かねてより富士山噴火の可能性も取り沙汰されており、首都直下地震、東海地震、東南海地震等の発生確率は、いずれも今後30年間で70%を超えると思われる。 こうした中、大規模災害時に備えた非常時用の法の整備は必ずしも十分ではない。東日本大震災時には、復興基本法をはじめとして関連法律が多数作られたが、いずれも当該災害に限っての特例法の類であり、恒久的な非常時用の法整備とはいえない。 そこで、近い将来に考えうる大規模災害を想定して、現行の法制度を網羅的に再点検し、所管省庁の枠を超えた恒久的な非常時法の姿を探ってみることとしたい。その範囲は、主要な法分野の全領域にわたるので、法学諸分野の会員および連携会員の参加を得る必要があるほか、建築土木や保険システム等の他分野の会員および連携会員にも参加を呼びかけて、実効的かつ具体的な大規模災害と法のあり方を検討し、提言につなげることを目的とする。
4	審議事項	(1) 民事実体法、刑事実体法、民事手続法、刑事手続法、行政法、保険法、労働法など。 (2) その他、参加者の関心に合わせて、適宜、追加的に問題を取り上げる。
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	近年、所得格差の拡大が指摘されるとともに、子どもの貧困や非正規労働者の増加、またひとり暮らし高齢者などの生活困窮が、社会問題として論議的となっている。 個人の自立した生活を支える基盤として、所得保障や医療・介護サービス、子育て支援策などへのニーズも高まっているが、家族、労働、地域社会が変化するなかで、生涯を通じて生活上のリスクに直面した場合の「最低生活保障」のしくみは、どのように構築すべきであろうか。 本委員会では、社会保障の基本理念を問い直すとともに、現行の法制度・政策と実態との間のギャップにも着目して、これからの最低生活保障のしくみとしての「セーフティ・ネット」のあり方について検討する。その際、「最低生活の保障」とは、「社会保障」に回収されうるのか、憲法25条にいう「健康で文化的な」質的側面とのかかわりについても考察を深めたい。そのことを通じて、重層的で分厚い「セーフティ・ネット」の可能性を探ってみたいと考える。 本テーマについてできるだけ多角的に検討するために、本委員会では、憲法、行政法、民法、労働法、社会保障法など法学分野のほか、社会政策学、社会福祉学、社会学などの分野からも幅広く会員・連携会員の参加を呼びかけたい。 なお、まとめとして、本委員会での議論を整理した上で、より広く「セーフティ・ネット」のあり方について議論するために、一般市民を対象とするシンポジウムないし公開研究会の開催を企画している。
4	審議事項	審議事項としては、①不平等・格差社会の諸相、②「生活の質」を支える基盤、③セーフティ・ネット構築の方策等が考えられる。
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：関係性における暴力分科会

1	所属委員会名	法学委員会		
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員		
3	設置目的	多くの暴力は一定の関係性の中で生じる。特に、被害者が子ども、障がい者や高齢者、女性の場合といった脆弱な人たちに対して行われる場合で、その人たちが生存のために依存している人からの暴力の場合には、より大きな影響が生じる。被害者にとって、その暴力自体による影響はもちろんのこと、強制的な関係性の切断等が起こることによって、生存の基盤すら危うくなることも少なくない。 それぞれの関係性を規定している法は、多くの場合、このような否定的な影響を少なくするのではなく、強化する役割を果たしている。さらに、子ども、夫婦、パートナーといった人間関係を規定している法は、基本的に友好的な関係性を前提としており、暴力による一方的な支配が行われることを予定しないという問題もある。 法がこのような関係性の暴力の存在やそれによる否定的な影響とどのような形で関連しているのかを多角的法横断的に検討することにより、法の役割を再検討することにより、法が持つ暴力を抑止する役割を確認する。		
4	審議事項	1 関係性における暴力の実態を明らかにする。合わせて、「暴力」の関係における意味を明らかにする。 2 関係性における暴力を強化している法制度について、総合的に検討する。 3 関係性における暴力の影響を最小化するための法制度の再構築の提案を行う。		
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td></tr><tr><td>常設</td></tr></table>	時限設置	常設
時限設置				
常設				
6	備考	※新規設置		

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： 「新たな“規範的秩序”の生成」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	グローバル時代にふさわしい社会秩序の形成、あるいは希少資源、気候変動、多発する武力紛争に対応する新たな「世界秩序」の形成が問題となっているが、多くの問題が伝統的な秩序観念では解決不能になっている。異なる文化の自己理解や伝統の世界で生起する国家を超える規範や制度が、その妥当性を問われる時代である。このような問いに応えるために、新たな“規範的秩序”の形成とその可能性について研究することを目的とする。 たとえば、ここでの“規範的秩序”とは、歴史的に構築され、かつ、「正統性のナラティブ」に基づく「正統性の秩序」として理解することが可能であろう。道徳、法、宗教のような様々な規範と価値が相互に密接に絡み合い、あるいはときには緊張関係にあるようなものである。このような「正統性の秩序」は、一定の規範によって正当化・正統化されるが、同時に、規範そのものを創出するといった動的なものである。 本来、法学のみではなく、政治学、経済学、哲学、歴史学、民族学あるいは社会学などとの学際的研究が求められるところであるが、さしあたり法学専門諸分野の専門際的な研究ができればと考える。
4	審議事項	各専門分野から、以下のテーマの審議が考えられる。 1) “規範的秩序”の構想 2) “規範的秩序”の歴史 3) “規範的秩序”の動態 4) “規範的秩序”の多元性
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

史学委員会・地域研究委員会・法学委員会・政治学委員会合同分科会の
設置について

分科会等名：ジェンダーと政治分科会 _____

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会 地域研究委員会 法学委員会 ○政治学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	現在、学問の各分野において、人口の半分を占めるジェンダーとの関連研究を検討する必要性が謳われ、学術会議でも委員会間の連携も始まっている。政治とジェンダーの関係でも、ジェンダーのエンパワーメントの度合いが先進国の間でも低い日本において、政界や官庁・企業等の管理職における女性比率の上昇が謳われ、見直しが始まっている。それに対する危惧や現実との齟齬も指摘されている。 政治学の分野でも、ジェンダー研究の課題が指摘されている。例えば民主主義や差別・格差との関係、行政や政治におけるジェンダーの位置や役割、各国のジェンダー政策やジェンダー格差の比較、移民、人身売買、少子高齢化など、アジアトン連携を含め、様々な形での問題提起が可能であろう。 ジェンダーの「ゲッター化」(特定の人と領域だけでジェンダー研究を行う)を避け、学術全体の議論の俎上に、男女の研究者が共同で問題を検討する場を設けるためにも、現代政治における様々なジェンダーの現状を整理し、問題解決の方向性を検討して行く糸口とし、領域横断的な他委員会や他分科会との共同による分科会を立ち上げ、周辺領域とも連携しつつ改革と政策化に役立ててゆきたい。
4	審議事項	1. 政治とジェンダー:問題の検討と整理 2. 世界におけるジェンダー:問題の検討と整理 3. ジェンダーとエンパワーメント 4. 分野間の連携と交流の発展 5.
5	設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※新規設置

経済学委員会分科会の設置について

分科会等名：持続的発展のための制度設計分科会

1	所属委員会名	経済学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	国内的には成長戦略、国際的にはFuture Earthに代表されるように、持続的に発展可能な経済・社会システムを構築することが、世界共通の重大な課題になっている。これらはいずれも多面的な問題であり、その解決には自然科学や経済学を含めた多面的なアプローチが必要である。ところが、経済学を含めて既存の研究は細分化しすぎている。本分科会は、従来の領域を超えた研究者の連携を意図しつつ、持続的発展のために経済学を活用することを提唱しようとするものである。なぜならば、経済学の考え方は、優れた自然科学的知見や技術的知識を実践に生かすためのフレームワークとして有用だからである。 本分科会の目的を達成するために、まず研究課題の特定化と分野横断的研究体制の構築を目指したい。研究課題として (1) 持続的な環境と食料生産システムの両立に関する研究 (2) 科学的な根拠のある将来像を描きつつ、バックキャストリングなどを使って現在の基礎研究、工学的研究、医療などの支援政策の立案、 (3) 科学技術政策をささえる規制や法制度の検討と構築などが考えられる。
4	審議事項	持続的発展の制度設計を目指して、その方法論・理論・手法の構築と現実への適用、および国内並びに国際連携のあり方等に関して審議する。
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

経営学委員会分科会の設置について

分科会等名：ダイバーシティと仕事のあり方に関する検討分科会

1	所属委員会名	経営学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本企業で働く人材は、いわゆる日本的経営の有効性が喧伝されていた1980年代には、「長期間にわたり同一企業で働き続け、企業への忠誠心が高い男性正社員」という像が暗黙のうちに念頭に置かれていた。しかし、昨今ではこうした画一的な人材像は一変し、女性や高年齢者、障がい者など、多様な属性の人材が活躍できる経営環境の実現が喫緊の課題となっている。 人材の属性の多様化に加え、雇用形態の側面においても非正規社員が増大し、仕事の時間・場所についても裁量労働制や在宅勤務をはじめ、多様な制度が導入されつつある。各自の働き方や仕事に対する意味づけも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方が次第に普及し、各自が仕事のあり方を主体的に選択するようになりつつある。 しかし、日本企業がこうした各種の多様性をいかに取り込み、経営に活かしていくかの具体的方途については現時点でまとまった知識体系は存在せず、未だ手探りの状態にあると言わざるを得ない。 当分科会では、こうした現況に鑑み、「ダイバーシティ」（多様性）を鍵概念に据え、学術的な観点から「仕事のあり方」を多角的・総合的に検討を加える。日本企業や組織における仕事のあり方の多様な発展可能性を探り、「ダイバーシティ」の考え方を進めることによって生まれる変化や果実を明らかにしながら、日本社会にとって有意義な政策提言を最終的に目指すものである。
4	審議事項	1 多様な属性の人材が活躍できる仕事環境について 2 仕事の時間および場所の多様性について 3 仕事の意味づけの多様性および生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）について
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会 IUGS 分科会小委員会の設置について

分科会等名：CGI 小委員会

1	所属委員会名	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	15 名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	CGI : Commission for the Management and Application of Geoscience Information (地質情報標準委員会) は国際地質学連合 (IUGS: International Union for Geological Sciences) の常設の科学委員会の一つで、IUGS から活動資金が交付されている。CGI は地質科学情報の交流、活用、標準化に関する研究と普及のための活動を行っており、国際数理地質学会 (IAMG) をはじめとする多くの国際学会と連携して活動している。現在 61 カ国 227 人の委員から構成されており、日本からは脇田浩二が 10 人の評議員の一人として参加している。CGI の前進である COGEODATA および COGEODOC には西脇二一が委員として参加していた。日本情報地質学会は研究対象が CGI と重なっていることもあり、これまでも多くの会員が CGI と関係をもってきた。 CGI が地質情報に関する国際標準を作成する立場にあることから、日本も CGI に積極的に関与していく必要がある。そのためには委員が個人としてあるいは所属機関の代表として CGI に参加するだけでなく、日本を代表して発言していくことが大切である。そこで、CGI に対して日本を代表する組織として、IUGS 分科会の下に CGI 小委員会を設置することとした。
4	審議事項	1. CGI の諸活動を支え、推進する。 2. 地球情報学および、それに関連する諸分野を振興する。 3. 地球情報学を支える人材育成の方策を提案する。
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常 設
6	備考	※委員の構成の変更 (対応事案の多様化に伴い、定員を増員する必要があるため)

地球惑星科学委員会 IUGG 分科会小委員会の設置について

分科会等名： IASPEI 小委員会

1	所属委員会名	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	<u>17名以内</u> の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	国際地震学及び地球内部物理学連合（International Association of Seismology and Physics of the Earth's Interior；IASPEI）は、国際測地学及び地球物理学連合（International Union of Geodesy and Geophysics；IUGG）の下に設立された組織であり、国際協力を通じて地震学および地球内部物理学の発展を促進することを使命としている。2005年9月までは、日本学術会議固体地球物理学研究連絡委員会地震学専門委員会が、日本を代表して国内委員会の役割を担い、国内の関連学会・研究者がIASPEIの活動を通じて世界の地震学および地球内部物理学の振興と人類社会への貢献に寄与するのを支援してきた。このような国内委員会の活動を継承しつつ、新しい日本学術会議の理念に沿った国際対応を具体化するのが、本小委員会設置の目的である。
4	審議事項	1. IASPEI と連携した国際的および国内的な地震学・地球内部物理学の振興、普及および社会貢献に関する事項 2. IASPEI に関する役員等の推薦、国際会議等への代表の派遣、国際会議等の日本への招致に関する事項、その他 3. その他、地震学及び地球内部物理学に関する国際対応
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	※委員の構成の変更 （20期以降常設されてきたが、対応する国際組織の改編と対応事案の多様化に伴い、定員を増員する必要があるため）

地球惑星科学委員会 IUGG 分科会小委員会の設置について

分科会等名：IAVCEI 小委員会

1	所属委員会名	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	15 名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	国際火山学及び地球内部化学協会（International Association of Volcanology and Chemistry of the Earth's Interior；IAVCEI）は，国際測地学及び地球物理学連合（International Union of Geodesy and Geophysics；IUGG）を構成する 7 つの学協会の一つである．IAVCEI は国際協力を通じて火山学及び地球内部化学の発展を促進することを使命としている．2005 年 9 月までは，日本学術会議固体地球物理学研究連絡委員会火山学専門委員会が，日本を代表して国内委員会の役割を担い，国内の関連学会・研究者が IAVCEI の活動を通して世界の火山学および地球内部化学の振興と人類社会への貢献に寄与するのを支援してきた．そのような国内委員会の活動を継承しつつ，新しい日本学術会議の理念に沿った国際対応を具体化するのが，本小委員会設置の目的である．
4	審議事項	1. IAVCEI と連携した国際的及び国内的な火山学と地球内部化学の振興，普及および社会貢献に関する事項． 2. IAVCEI に関する役員等の推薦，国際会議等への代表の派遣，国際会議等の日本への招致に関する事項，その他
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	※委員の構成の変更 （対応事案の多様化に伴い、定員を増員する必要があるため）

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：地球惑星科学委員会 COSPAR（宇宙空間研究委員会）分科会

1	所属委員会名	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	COSPAR（宇宙空間研究委員会）は1957-1958年にわたって行われた国際地球観測年（IGY）での観測ロケット及び人工衛星による研究を更に協力的に進めるために1958年10月国際科学会議（ICSU）によって創設されたScientific Committeeである。国際的な科学総会の開催、出版物の刊行等を主な手段として、研究成果・情報・意見を交換することにより、観測ロケット、人工衛星、気球を用いたあらゆる種類の宇宙空間の科学研究を推進することを目的としている。また、ICSUに自身の活動を報告するとともに、国連その他の組織に対し宇宙空間研究に関わる科学上の助言を与えることも役割である。 2005年9月までは、日本学術会議宇宙空間研究連絡委員会が、その後は日本学術会議地球惑星科学委員会国際対応分科会COSPAR小委員会が、日本を代表して国内委員会の役割を担っていた。そして、国内関連学会・研究者がCOSPARの活動を通して、国際的な宇宙科学の振興と人類社会への貢献に寄与するのを支援してきた。1998年には名古屋市においてアジア初のCOSPAR科学総会を開催した。COSPARの存在度は高くなり、最近では毎回の科学総会には約250名の日本人科学者が参加している。これまでの、国内委員会の活動を継承しつつ、新しい日本学術会議の理念に沿った国際対応を具体化するのが、本分科会設置の目的である。
4	審議事項	1. COSPARと連携した国際的および国内的な宇宙空間科学の振興、普及および社会貢献に関する事項。 2. COSPARの役員等の推薦、各メダル・賞の受賞者の推薦、国際会議等への代表の派遣、国際会議等の日本での開催・招致に関する事項。 3. 惑星保護(Planetary Protection)など、COSPARが主な議論の場である事項。
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	※委員の構成の変更 （20期以降常設されてきたが、対応する国際組織の改編と対応事案の多様化に伴い、定員を増員する必要があるため）

土木工学・建築学委員会分科会の設置について

分科会等名：インフラ健全化システム分科会

1	所属委員会名	土木工学・建築学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	わが国の構築環境 (Built Environment) の老朽化が進む中で、国民の命を守るために、社会資本を戦略的に維持・管理することが求められている。巨大地震が切迫し、気候変動による災害等が激甚化する中で、人口減少を視野に入れつつ、安全・安心で快適・効率的な社会を支えるためには、次世代インフラの構築が必要不可欠である。その実現にあたっては、インフラの診断・評価・維持管理の技術開発、アセットマネジメントの高度化等により、膨大な数のインフラを効率的に低コストで保全する仕組みが必要となる。 また、インフラの予防保全の向上と長寿命化対策のみならず、快適で効率的な社会を支えるために、ソフトとハードの技術によるイノベーション、構築環境として魅力ある空間を創成する手法も求められている。今後、アジア諸国等への海外展開を視野にいれて、インフラの保全を推進することも重要である。 適切な老朽化対策によりインフラを維持し、予防保全・長寿命化によりインフラの健全化を促進し、イノベーションにより安全・安心で快適・効率的な次世代インフラを構築することを分科会の目的とする。
4	審議事項	1) 既存インフラの老朽化対策について 2) インフラの予防保全・長寿命化について 3) 次世代インフラの構築について
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：低炭素・健康社会の実現への道筋と生活様式・消費者行動分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○土木工学・建築学委員会 環境学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	低炭素社会、並びに健康社会の実現は喫緊の課題である。そのためには、ハードとしての住宅・建築の性能を向上させるだけではなく、生活様式や消費者行動に関しても十分に配慮して方向性を議論しなければならない。 分科会では、生活様式・消費者行動のエネルギー消費に及ぼす影響に関してこれまでの研究をレビューし、生活様式・消費者行動を左右する要因やエネルギー消費に及ぼす影響の度合いを明らかにする。また、健康であるための室内の環境条件を明確にする。 それらを踏まえて、まちづくりを含めた低炭素・健康社会を実現するための生活様式・消費者行動のあり方に関して検討すべき課題を明らかにし、いくつかのシナリオと低炭素・健康社会の関係性を提示する。 この問題は、わが国のみならず世界各国における共通の課題である。特に人口の急激な増加によって二酸化炭素の排出量も増加の一途を辿っているアジアにおいては大きな課題である。そこで、対象をアジアの国々にも広げて議論する。
4	審議事項	1) 生活様式・消費者行動を左右する要因、エネルギー消費に及ぼす影響度、健康な室内環境条件など研究レビュー 2) 低炭素・健康社会を実現するための生活様式・消費者行動のあり方に関して検討すべき課題の明確化 3) アジア各国を含めた生活様式・消費者行動のシナリオと低炭素・健康社会の関係性の提示
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

木工学・建築学委員会分科会の設置について

分科会等名： 地方創生のための国土・まちづくり分科会

1	所属委員会名	土木工学・建築学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	地域格差が広がり、人口減少が続くなかで、地方創生がわが国の重要な課題となっている。 国土づくりの分野では、人口減少下で生活サービスを効率良く提供するための拠点機能のコンパクト化、地域公共交通の再構築や拠点間交通の充実によるネットワーク化、地域の基幹産業の競争力強化のための基盤整備などが重要とされている。まちづくりの分野では、観光資源を活かした地域づくり、地域資源を活かした個性あるまちづくり、自然環境と調和したまちづくり、子育て・高齢化に対応した居住環境の充実、既存施設の再活用、空き家や所有者不明不動産への対応などが重要になりつつある。さらに、地方創生のためには、地方の主体的な取組を支援すると共に、様々な分野の交流により新しいコンセプトや提案を創出する必要がある。 地方創生と人口減少克服のための国土づくり、観光振興・地域資源を活かしたまちづくり、「地方創生」への多様な視点からの提案の審議を分科会の目的とする。
4	審議事項	①地方創生と人口減少の克服のための国土づくり ②観光振興・地域資源を活かしたまちづくり ③「地方創生」への多様な視点からの提案
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

土木工学・建築学委員会分科会の設置について

分科会等名： 大地震に対する大都市の防災・減災分科会

1	所属委員会名	土木工学・建築学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	首都直下地震の被害対策を検討してきた中央防災会議は平成25年12月、30年以内に70%の確率で起きるとされるマグニチュード(M)7級の地震で、最悪の場合、死者が2万3000人、経済被害が約95兆円に上るとの想定を発表した。これは同会議が平成17年2月に公表していた同種の地震を受けた場合の被害総額112兆円に比べ減少しているものの、これらには新幹線の被害と超高層ビルの災害は含んでいない。 大正12年9月に起きた関東大震災の被害総額が当時の国家予算の1.5倍であったことから考えても、人口、政治と経済が集積され、文明が高度に進んだ今の首都が受ける全ての災害が国家予算を超えることは容易に想定でき、なんとしてもこの災害を減じる努力が必要である。 上記の平成25年12月の報告書には、防災・減災のための多くの課題と方策が列記されているが、ほとんど何も実行されていないだけでなく、増々首都には集中・集積が進んでおり、安全性が高まっているとは思えない。同じ現象は大阪や名古屋などの大都市でも進んでおり、高まる危険性は首都だけの問題ではない。 日本学術会議に集まる専門家により、大地震に対する大都市の防災・減災に関して、原点に戻り真剣に議論し、我々の行動すべき具体的な提言を纏める。
4	審議事項	1) 中央防災会議の報告書を精査し、過不足を補い、総体としての人的被害・経済的被害を見直す。 2) 地震発生前に取り組むべき事項、被災時・被災直後に取り組むべき事項、および復旧時・復興時に取り組むべき事項に分類し全体の対策を組立てる。 3) 大地震に対する大都市の防災・減災に関して、具体的かつ現実的な提言を纏める。
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置

(提案 1 4)

平成 26 年 10 月 23 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 大西 隆（会長）
2. 委員会名 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 27 年 5 月 31 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

日本学術会議は、原子力委員会委員長からの「高レベル放射性廃棄物処分の取組みにおける国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言の取りまとめ」という依頼にもとづき、審議を経て平成 24 年 9 月 11 日に回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」を提示した。この回答で提示した提言について、より一層の具体化を図ることが重要であるとの認識から「高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会」を設置し、この委員会のもとに「暫定保管に関する技術的分科会」（以下、「技術分科会」）及び「暫定保管と社会的合意形成に関する分科会」（以下、「社会分科会」）を設けて、技術と社会の両側面から同回答のより具体的な方策について検討を重ねた。平成 26 年 9 月 19 日に二つの分科会からそれぞれの報告が取りまとめられ、同月 25 日に公表されたことを受けて、これらの報告を前提に、本委員会では提言のより具体的なあり方を技術と社会という総合的視点から審議し政策提言を取りまとめることを期するものである。

具体的には以下のような審議事項を想定している。

- ① 政策提言の中核をなす「暫定保管」の技術的方法としては、上記「技術分科会」報告の見解を採用して、地上施設での乾式貯蔵を想定して審議を行う。
- ② 「暫定保管」の期間については、「社会分科会」が世代責任を念頭に置いた意思決定の区切りという観点から「30 年」、「技術分科会」は既に確

立している安全性確保の技術的観点から「50 年」をそれぞれ提示しているが、それぞれの主張を調整総合した保管期間について審議を行う。

- ③ 「暫定保管」期間中に検討すべき、高レベル放射性廃棄物の最終処分のための科学的・技術的な知見の蓄積や、信頼回復を図ったうえでの社会的合意形成のためのプロセスなど重要な課題について審議を行う。
- ④ 社会的合意形成を進めるためとして「社会分科会」が提案した、独立の委員会組織のあり方の具体的な審議を行う。
- ⑤ 「高レベル放射性廃棄物の総量管理」に関しては、「社会分科会」が打ち出した「発生者責任の原則」にもとづいた対処取組について提言に位置付けるために審議を行う。

(2) 審議の必要性

本委員会では、上記「回答」や二つの「報告」を踏まえた具体的な政策提言の策定を目指すものであるが、それは広く国民各層に届くよう平明で簡潔に整理された文書として取りまとめることを念頭に、審議に臨む必要がある。

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

- ・ 第 22 期報告「高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する技術的検討」
- ・ 第 22 期報告「高レベル放射性廃棄物問題への社会的対処の前進のために」
- ・ 第 22 期回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」
- ・ 第 21 期記録「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会中間報告書」
- ・ 第 21 期記録「高レベル放射性廃棄物の処分問題解決の途を探る」

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ・ 放射性廃棄物 WG 中間取りまとめ（平成 26 年 5 月 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物 WG）
- ・ STRATEGY FOR THE MANAGEMENT AND DISPOSAL OF USED NUCLEAR FUEL AND HIGH-LEVEL RADIOACTIVE WASTE（平成 25 年 1 月 米国エネルギー省）
- ・ 今後の原子力研究開発の在り方について（平成 24 年 12 月 25 日 原子力委員会 見解）
- ・ 国民の信頼醸成に向けた取組について（平成 24 年 12 月 25 日 原子力委員会 見解）
- ・ 今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について（平成 24 年 12 月 18 日 原子力委員会 見解）
- ・ Report to the Secretary of Energy（平成 24 年 1 月 26 日 Blue Ribbon Commission on America's Nuclear Future）
- ・ 地層処分にに関する安全コミュニケーションの考え方について（平成 23

年 1 月 12 日 原子力安全委員会 特定放射性廃棄物処分安全調査会)

- ・高レベル放射性廃棄物及び TRU 廃棄物の地層処分機番研究開発に関する全体計画 (平成 22 年 3 月 資源エネルギー庁、(独) 日本原子力研究開発機構)
- ・放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ中間取りまとめ～地層処分研究開発に関する取組について～(平成 21 年 5 月 22 日 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 原子力部会 放射性廃棄物小委員会)

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

- ・なし

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

審議の継続性を維持するため、第 22 期課題別委員会「高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会」の委員が引き続き参加することが望ましい。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

人文・社会科学、生命科学、理工学から各々 4 名程度の会員又は連携会員。

特任連携会員は、委員全体の半数以内。構成委員は、計 15 名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会設置後、鋭意会議を開催して年度内に提言を公表することを期するものである。

6. その他課題に関する参考情報

- (1) 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物 WG では、平成 26 年 5 月に報告した「放射性廃棄物 WG 中間取りまとめ」において、「日本学術会議や原子力委員会の提言も参考にしつつ、2000 年に処分制度を創設して以降 10 年以上処分地選定調査に着手できていない状況を真摯に受け止め、これまでの最終処分に向けた取組を抜本的に見直すべく検討を行った。」としている。
- (2) 社会学委員会の下に、討論型世論調査の特徴を明らかにする分科会が設置され、高レベル放射性廃棄物の処理問題をテーマとした Deliberative Poll (討論型世論調査) を、本年 12 月上旬にオンライン上で行う予定である。

高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会 設置要綱（案）

（平成 26 年 月 日）
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、平成 24 年 9 月 11 日付けの「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」並びに平成 26 年 9 月 19 日付の「報告 高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する技術的検討」及び「報告 高レベル放射性廃棄物問題の社会的対処の前進のために」に関して、さらに学術的に検討すべき諸事項について調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、15 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 27 年 5 月 31 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

(提案 15)

健康・生活科学委員会の地方開催について

- 1 会議名 健康・生活科学委員会（第23期・第2回）
- 2 出席者(予定) 那須 民江 委員長（中部大学生命健康科学部教授、名古屋大学名誉教授）
小川 宣子 副委員長（中部大学応用生物学部教授）
太田喜久子 幹事（慶應義塾大学看護医療学部教授）
田畑 泉 幹事（立命館大学スポーツ健康科学部長・教授）
秋葉 澄伯 委員（鹿児島大学大学院医歯学総合研究科疫学・予防医学分野教授）
片田 範子 委員（兵庫県立大学看護学部、看護学研究科長・教授）
- 3 日時 平成26年11月20日（木）17:00～19:00
- 4 場所 名古屋大学医学研究棟2号館7階ゼミ室
（愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65）
- 5 提案理由 上記委員会に出席予定の委員6名のうち5名が、愛知県以西に勤務・在住しており、東京都において委員会を開催する場合と比較して、所要旅費が少額となるため。また、移動距離の短縮により、委員への負担軽減が期待されるため。

(参考)

- 日本学術会議分野別委員会及び分科会等について（平成20年10月23日第82回幹事会決定）（抄）

IV 会議の開催について

- ⑪ 委員会等の地方（東京23区外）での開催は、原則として認められておりません。ただし、幹事会の承認を得て開催が認められる場合（注15）もありますので、あらかじめ事務局に御相談ください。

（注15）シンポジウム等の開催、地方開催の方が所要経費が少額の場合等。